

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和8年4月1日

個人情報ファイルの名称	GIGA スクール構想用児童生徒アカウント一覧
行政機関等の名称	☐ 東京都北区長 ☒ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	教育振興部教育 DX 推進課
個人情報ファイルの利用目的	北区 GIGA スクール構想で整備した一人1台学習用端末を利用する際のアカウントを管理するため。
個人情報ファイルの保有開始日	☒ 令和5年4月1日以前
	☐ 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名、2学校名、3学年、4出席番号、5アカウント ID/PW など
記録範囲	北区立小中学校に在籍する児童・生徒（令和3年度以降）
記録情報の収集方法	学齢簿、学校
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第4項

	□ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ） 北区総務部総務課文書係 （所在地） 東京都北区王子本町一丁目 1 5 番 2 2 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部 教育 DX 推進課 電話番号 0 3 （ 3 9 0 8 ） 9 2 7 3
備考	組織改正により学び未来課から教育 DX 推進課へ課名変更

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和8年4月1日

個人情報ファイルの名称	校務支援システム用児童生徒名簿
行政機関等の名称	☐ 東京都北区長 ☒ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	教育振興部教育 DX 推進課
個人情報ファイルの利用目的	校務支援システム内で児童・生徒の成績情報等を管理するため。
個人情報ファイルの保有開始日	☒ 令和5年4月1日以前
	☐ 新規（ 年 月 日）
記録項目	学校名、学年・組、出席番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、FAX 番号、写真、就学援助、特別支援就学奨励費、アレルギー、既往症、クラブ活動、部活動、地区、通学班、卒業証書番号、学級活動、児童・生徒会活動、委員会活動、保護者情報、兄弟情報、成績（定期テスト、通知表、指導要録、調査書）、出欠状況、健康診断、保健室利用状況、体力テスト、入学前情報、進学先情報、転出入・退学情報
記録範囲	北区立小中学校に在籍する児童・生徒（平成30年度以降）
記録情報の収集方法	学齢簿、本人、保護者、学校
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

	関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報 情報の提供に関する条例（平成 27 年 10 月東京 都北区条例第 63 号）別表第 1 項番（ ） ☐ 番号法第 9 条第 4 項 ☐ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ） 北区総務部総務課文書係 （所在地） 東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令 第 507 号）第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部 教育 DX 推進課 電話番号 03 （ 3908 ） 9273
備考	組織改正により学び未来課から教育 DX 推進課へ課名 変更

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和8年4月1日

個人情報ファイルの名称	学校徴収金システム登録用名簿
行政機関等の名称	☐ 東京都北区長 ☒ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	教育振興部教育 DX 推進課
個人情報ファイルの利用目的	学校徴収金システムへの登録用に名簿管理を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	☐ 令和5年4月1日以前
	☒ 新規（令和7年11月4日）
記録項目	児童生徒氏名・保護者氏名・学年・クラス・出席番号
記録範囲	北区立小中学校に在籍する児童生徒・保護者
記録情報の収集方法	学齢簿、校務支援システム
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第4項

	□ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ） 北区総務部総務課文書係 （所在地） 東京都北区王子本町一丁目 1 5 番 2 2 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部 教育 DX 推進課 電話番号 0 3 （ 3 9 0 8 ） 9 2 7 3
備考	組織改正により学び未来課から教育 DX 推進課へ課名変更

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和8年5月15日

個人情報ファイルの名称	Google Workspace for Education Fundamentals
行政機関等の名称	☐ 東京都北区長 ☒ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	教育振興部教育 DX 推進課
個人情報ファイルの利用目的	北区 GIGA スクール構想で整備した一人1台学習用端末を利用する際のアカウントを管理するため。
個人情報ファイルの保有開始日	☒ 令和5年4月1日以前
	☐ 新規（ 年 月 日）
記録項目	・生徒情報 学年、クラス、出席番号 ・氏名（漢字・かな） ・外部 ID(連携用識別子) ・生徒 ID(システム内識別子) ・初期パスワード（新規登録時のみ） ・教員情報 所属、役職 ・氏名（漢字・かな） ・外部 ID（連携用識別子） ・ID（システム内識別子） ・初期パスワード（新規登録時のみ） ・保護者情報 保護者の氏名、保護者のメールアドレス
記録範囲	北区立小中学校に在籍する児童・生徒・保護者・教員（令和3年度以降）
記録情報の収集方法	学齢簿、学校、教育委員会
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）

	☐ 番号法第 9 条第 2 項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（平成 27 年 10 月東京都北区条例第 63 号）別表第 1 項番（ ）
	☐ 番号法第 9 条第 4 項
	☐ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部 教育 DX 推進課 電話番号 03 （ 3908 ） 9273
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和8年5月15日

個人情報ファイルの名称	WEBQU
行政機関等の名称	☐ 東京都北区長 ☒ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	教育振興部教育 DX 推進課
個人情報ファイルの利用目的	学習系ツールを利用する際のアカウントを管理するため。
個人情報ファイルの保有開始日	☒ 令和5年4月1日以前
	☐ 新規（ 年 月 日）
記録項目	表示名、現在の年度、ロール、姓、名、姓(かな)、名(かな)、性別、学年コード、学年名、クラスコード、クラス名、出席番号、内部 ID、アンケート回答結果
記録範囲	北区立小中学校に在籍する児童・生徒（令和3年度以降）
記録情報の収集方法	学齢簿、学校
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第4項

	□ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ） 北区総務部総務課文書係 （所在地） 東京都北区王子本町一丁目 1 5 番 2 2 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部 教育 DX 推進課 電話番号 0 3 （ 3 9 0 8 ） 9 2 7 3
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和8年5月15日

個人情報ファイルの名称	まなびポケット（保護者サービス、ダッシュボードを含む）
行政機関等の名称	☐ 東京都北区長 ☒ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	教育振興部教育 DX 推進課
個人情報ファイルの利用目的	学習系ツールを利用する際のアカウントを管理するため。
個人情報ファイルの保有開始日	☒ 令和5年4月1日以前
	☐ 新規（ 年 月 日）
記録項目	学校コード、年度、学校名、学年コード、クラスコード、クラス名、表示名、ロール、姓、名、姓（かな）、名（かな）、所属学年の学年コード、クラスコード、出席番号、内部 ID、ユーザ ID、パスワード、外部 ID 連携情報、各教材・外部学習ツールの利用履歴、MEXCBT 利用履歴、ログイン履歴、操作ログ、利用状況ログ、閲覧履歴、コミュニケーション情報
記録範囲	北区立小中学校に在籍する児童・生徒（令和3年度以降）
記録情報の収集方法	学齢簿、学校
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

	関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報 情報の提供に関する条例（平成２７年１０月東京 都北区条例第６３号）別表第１項番（ ） ☐ 番号法第９条第４項 ☐ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）北区総務部総務課文書係 （所在地）東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に よる特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第 ５７号。以下「法」という。）第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令 第５０７号）第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部 教育 DX 推進課 電話番号 ０３ （ ３９０８ ） ９２７３
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和 8 年 5 月 15 日

個人情報ファイルの名称	きたらっち
行政機関等の名称	☐ 東京都北区長 ☒ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	教育振興部教育 DX 推進課
個人情報ファイルの利用目的	学習系ツールを利用する際のアカウントを管理するため。
個人情報ファイルの保有開始日	☐ 令和 5 年 4 月 1 日以前
	☒ 新規（令和 5 年 7 月 2 7 日）
記録項目	Gmail アドレス、学校名、学年、クラス、出席番号、氏名、作成されたプログラミング作品の情報
記録範囲	北区立小中学校に在籍する児童・生徒（令和 5 年度以降）
記録情報の収集方法	学齢簿、学校
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 1 項：別表第 1 項番（ ）
	☐ 番号法第 9 条第 2 項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年 1 0 月東京都北区条例第 6 3 号）別表第 1 項番（ ）
	☐ 番号法第 9 条第 4 項

	□ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ） 北区総務部総務課文書係 （所在地） 東京都北区王子本町一丁目 1 5 番 2 2 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部 教育 DX 推進課 電話番号 0 3 （ 3 9 0 8 ） 9 2 7 3
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和8年5月15日

個人情報ファイルの名称	Tetoru
行政機関等の名称	☐ 東京都北区長 ☒ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	教育振興部教育 DX 推進課
個人情報ファイルの利用目的	保護者連絡システムを利用する際のアカウントを管理するため。
個人情報ファイルの保有開始日	☐ 令和5年4月1日以前
	☒ 新規（令和6年7月24日）
記録項目	学校名、学年・組、出席番号、氏名、所属しているグループ情報、欠席情報（欠席区分・欠席日、欠席理由、備考欄記載内容）、保護者向けに発信された連絡配信内容、配信された連絡の保護者の既読状況、システム利用ログ、児童生徒と紐づいている保護者のメールアドレス及びパスワード（システムが保持）
記録範囲	北区立小中学校に在籍する児童・生徒（令和6年度以降）
記録情報の収集方法	学齢簿、学校
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第 6 3 号) 別表第 1 項番 ()
	☐ 番号法第 9 条第 4 項
	☐ その他 ()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北区総務部総務課文書係
	(所在地) 東京都北区王子本町一丁目 1 5 番 2 2 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部 教育 DX 推進課 電話番号 0 3 (3 9 0 8) 9 2 7 3
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和8年5月15日

個人情報ファイルの名称	ミライシード
行政機関等の名称	☐ 東京都北区長 ☒ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	教育振興部教育 DX 推進課
個人情報ファイルの利用目的	学習系ツールを利用する際のアカウントを管理するため。
個人情報ファイルの保有開始日	☐ 令和5年4月1日以前
	☒ 新規（令和8年3月1日）
記録項目	学校コード、年度、学校名、学校コード、学年コード、 クラスコード、クラス名、表示名、ロール、姓、名、 姓(かな)、名(かな)、所属学年の学年コード、所属学 級のクラスコード、授業クラスクラスコード、所属学 級の出席番号、内部 ID 学習履歴（ドリルパーク・テストパーク・カルテ）
記録範囲	北区立小中学校に在籍する児童・生徒（令和7年度以降）
記録情報の収集方法	学齢簿、学校
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（平成25年法律第2 7号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別 表第1項番（ ）
	☐ 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

	情報の提供に関する条例（平成２７年１０月東京都北区条例第６３号）別表第１項番（　　）
	☐ 番号法第９条第４項
	☐ その他（　　）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
	☐ 法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部　教育 DX 推進課 電話番号　０３　（　３９０８　）　９２７３
備考	